

## 第5次穴水町行政改革大綱

## I 策定の趣旨

本町では、平成8年に第1次行政改革大綱が策定されてから、これまでに4次に亘る改正を行い、非常に厳しい財政状況の中、これまで職員数削減をはじめとする行財政改革に積極的に取り組んできました。その成果がようやく現れ始め、本町財政においても、平成22年度決算から、基金の取り崩しに頼ることなく、収支均衡を達成するに至りました。また、第4次行政改革大綱策定時に20%を超えていた<sup>※1</sup>実質公債費比率が平成24年度には<sup>※2</sup>起債許可基準である18%を下回り、平成21年度においては95%を超えていた<sup>※3</sup>経常収支比率も平成24年度、平成25年度においては90%を下回り、町民サービスの提供に向け財政の弾力的な運用ができるに至ってきました。

一方で今後は、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加、既存施設の更新による負担増といった将来のコスト増に備えるとともに、多様化する町民ニーズに機動的に対応し、従来にも増して町民が実感できる、より質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

また、日本の人口は平成20年度を境に減少局面に入っており、とりわけ、当町においては、昭和30年の合併時から減少が続いており、人口減少の克服及び<sup>※4</sup>地方創生は、重要な課題であることから、町民が安心して働き、希望に応じた結婚・出産・子育てができる、活力ある地域社会の実現は喫緊の課題であります。

今後の行財政運営にあたっては、こうした課題に対応するべく、引き続き、行政コストの縮減に努めるとともに、限られた資源（ヒト・モノ等）を最大限活用し、<sup>※5</sup>穴水版総合戦略と歩調を合わせ、より効率的・効果的な町政運営を行う「行政経営」に重きをおきながら「平時の改革」に不断に取り組むことが重要です。

こうしたことから、新しい町政運営の基本方針として「第5次行政改革大綱」を策定し、行政改革を推進するとともに、行政改革推進の具体的方策である「実施計画」を定め、改革の内容を明確にし、町民本位の行政サービスの提供に向け着実に実行するものである。

- ※1 実質公債費比率 . . . 町の借金の返済に充てた金額や病院などの借金の返済のために負担した金額等が、使い方が特定されていないお金のうち、どれくらいの割合を占めているかをみる指標の過去3ヶ年の平均。その値が低いほど借金の返済以外に自由にお金を使えることを示す。数値が18%を超えると新たな借金の際に県の許可が必要となり、25%を超えると財政状態がよくない自治体と判断され（早期健全化団体）、30%を超えると財政破たん自治体（財政再建団体）と判断される。
- ※2 起債 . . . 町が将来必要になる施設や道路などの建設のために国や銀行等から借金（地方債）を調達（発行）すること。
- ※3 経常収支比率 . . . 人件費や地方債の返還金、児童・高齢者・障害者等への支援に要する経費、維持補修に係る経費などの毎年度固定的に必要とされる経費が、使い方が特定されていないお金のうち、どのくらいの割合を占めているかをみる指標。その数値が高いほど財政が硬直化しているとされ、市町においては75%未満が望ましいとされる。
- ※4 地方創生 . . . 人口の都市部一極集中や地方における人口減少・少子高齢化を背景に、各地方公共団体がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な地域を目指すため少子化対策のほか雇用の創出や移住・定住の促進など様々な取組みのもと魅力あふれる地方をかたちづくること。
- ※5 穴水版総合戦略 . . . 平成27年に策定した穴水町における地方創生の実現のための基本目標及びその具体的施策等を示した指針。

## Ⅱ 基本理念

町民が活躍できる、活力あふれるまちづくり  
～ 「質」の改革による町民本位の行政サービスの提供 ～

## Ⅲ 基本方針

これまで本町では、「行政運営の効率化及び組織体制の見直し」「定員管理の適正化及び給与の適正化」「人材育成の推進と透明性の向上」「財政運営の健全化」「地方公営企業等の健全化」「外郭団体等の効率的な運営」の6つの推進項目を柱として行政改革に取り組んできました。

新たな大綱では、これらの6つの柱を継承しながら、行政コストを縮減する「量」の改革を継続することはもちろんのこと、効率的かつ効果的な行政経営に向けた「質」に力点を置く「平時の改革」へシフトしていき、不断の改革の実践により地域と役場の総合力を向上させることを目的に4つの基本方針を定め、より質の高い町民本位の行政サービスの提供を目指します。

### 【「質」の改革】

#### 1 町民参加と協働のまちづくりの推進

町民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、対等な立場で共に地域課題を解決する調整を実現するために、その基本的なルールづくりに取り組み、一層の町民参画及び<sup>※1</sup>協働の推進を図ります。

身近な地域課題を解決するための活動を支援し、活動団体の交流を促進するなど、地域で支え合う環境の整備に努めるとともに、町民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組み、まちづくりに参画するきっかけづくりを進めます。

地方創生のまちづくりを推進するために、農林漁業基盤の整備、<sup>※2</sup>6次産業の振興等を図り、定住人口の確保に努めます。

町民による自主防災組織の設立に対する支援や災害用備蓄品等の充実を図るなど、「自助」「共助」による地域の防災力強化を基本とし、行政と協力しながら安全・安心なまちづくりを推進します。

## 2 町民サービスの向上

町民にとって役場の姿を最も実感できるのは、各種行政サービスの窓口の利用であり、窓口での対応は、町民の行政に対する評価を決める大きな要素となることから、町民の立場に立ち、窓口等において「便利さ」や「分かりやすさ」などを実感できるよう、質の高い行政サービスの提供を目指します。

公共施設サービスについては、より良いサービスを効果的・効率的に町民に提供するため、時代の変化や町民ニーズを的確に捉え、サービスの低下を招かないように、その効果等を確認し、見直し等を図りながら進めます。

<sup>※3</sup>  
マイナンバー制度の運用等の国の新たな方策に対応すべく、日常生活における情報ネットワーク社会への対応や行政情報を町民に広く周知するために、ホームページをはじめとした多種多様なメディアの活用に努めます。

## 3 人財育成と組織機構の見直し

行政改革を実効性のあるものとするためには、職員のさらなる資質の向上が不可欠である。複雑・多様化する町民ニーズや政策課題に的確に対応し、地方創生など複数の課にまたがる課題に柔軟かつ機動的に対応する組織体制を整備するとともに組織内での情報共有やコミュニケーションを活発化し、職員一人ひとりが改革意識を持ち、職務を遂行できる環境づくりを推進します。

質の高い町民サービスの提供や地域の課題に対応できるよう職員研修等により人材の育成を進めるなど町民から信頼されるプロフェッショナルな職員づくりを推進します。特に、女性職員がその意欲と能力を十分に発揮できるよう環境の整備に努めます。

また、国における地方分権が進む中で、当町の職員数が<sup>※4</sup>類似団体平均値以下であることから、今後とも業務の在り方を不断に見直し、福利体制の充実に取り組み、職員のモチベーションの向上を図るとともに適正な定員管理を行っていきます。

## 【「量」の改革】

### 4 財政健全化の維持・向上

収支均衡にとどめることなく、引き続き民間委託等の推進を図り行政コストの縮減に努め、また、<sup>※5</sup>公債費の適正化を図るため、町債の計画的な発行に努めるとともに有利な起債を活用し財政健全化の一層の向上を推進します。

また、町税の滞納整理等の着実な実施による徴収率の向上、使用料の見直しによる<sup>※6</sup>受益者負担の適正化、町有財産の有効活用など、適正な財政執務に取り組みます。

- ※1 協働 . . . 町民と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等な立場に立って共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。
  
- ※2 6次産業 . . . 第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それらを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなどの第2次産業や第3次産業も含めた包括的な産業を行う経営形態。
  
- ※3 マイナンバー制度 . . . 住民票を有する全ての国民にそれぞれ1つずつの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野における情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する「行政の効率化」、「利便性の向上」、「公平・公正な社会を実現」のための社会基盤となるもの。
  
- ※4 類似団体 . . . 職員数（公営企業等会計部門を除く）について、人口と産業構造から類似する市区町村をグループに分け、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、職員数の比較を行うもの。
  
- ※5 公債費 . . . 町の借金（地方債）を調達（発行）した際に定められた条件により毎年度必要とされる償還及び利子の支払いに要する経費の合計額。
  
- ※6 受益者負担 . . . 特定の事業に必要な経費にあてるため、その事業によって利益を受ける者に経費の一部を負担させること。

## IV 行政改革の実施方法

### 1 実施期間

平成28年度から平成32年度までの5カ年間とする。

### 2 行政改革の進行管理

行政改革の進行管理は、総務課で行うこととし、行政改革推進本部を中心に全ての職員が自らの問題としてとらえ、新たな発想と展望を持ち全庁的な体制で推進する。

なお、町民等の意見を取り入れるため、町民及び町の有識者からなる「穴水町行政改革推進評価委員会」において行政改革の取り組み状況を定期的に検証するとともに、外部評価を得ながら行政改革の推進に取り組むものとする。

### 3 実施計画等の公表

実施計画及び実施状況についてはホームページ等を活用し、年度毎の公表に努めるものとする。

## V 取組の内容

### 1 町民参加と協働のまちづくりの推進

#### (1) 住民と行政の協働によるまちづくりのための環境整備

地方分権の推進により、自らの責任と工夫による魅力的で個性あるまちづくりを自主的かつ主体的に推進する。

また、住民と行政の協働によるまちづくりのための環境整備を図る。

#### 【取組事項】

- ・ 男女共同参画社会の推進
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 狩猟免許取得の推奨
- ・ 原材料支給制度活用の推進

#### (2) 新たな行政課題に立ち向かうための環境整備

少子高齢化・過疎化の進行による人口減を食い止めるための施策や環境づくり・自然環境に対する関心の高まり等ライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化など、町行政を取り巻く環境は変化していることから、新たな行政課題に立ち向かうための環境整備を図る。

#### 【取組事項】

- ・ 穴水版総合戦略の実現に向けた目標等の効果検証
- ・ 地域間格差に配慮した少子高齢化対策等の推進体制の充実
- ・ 投票所の縮減検討の実施



## 2 町民サービスの向上

### (1) 町民の視点に立った行政サービスの提供

多様化する町民ニーズに対応するため、町民との対話や町政情報提供の充実等により行政サービスの向上を図る。

また、公共施設・庁舎のバリアフリー化を図るとともに、マイナンバー制度の活用により町民の各種申請の手続き簡略化を図るなど町民が利用しやすい行政運営を推進する。

#### 【取組事項】

- ・ 事務決裁の見直し
- ・ 窓口サービスの向上
- ・ 地域等の課題を伝える場の提供
- ・ 広報やホームページを活用した広報広聴活動の充実
- ・ 公共施設のバリアフリー化の推進

### (2) 指定管理者制度導入施設における評価制度の導入

指定管理者制度導入施設について、管理状況や実績についての評価制度を充実させて、指導・助言を行うことで町民及び利用者へのサービスの向上に努める。

#### 【取組事項】

- ・ 指定管理施設評価制度の充実

### (3) 病院改革プランの確実な実施によるサービスの向上

地域の病院である公立穴水総合病院の「安心」「安全」の確保という観点から、医師等医療職員確保対策を強化し経営の健全化を図るとともに、経営状況の不断的な点検を行うことにより町民サービスの向上に努める。

#### 【取組事項】

- ・ 医師等医療職員の確保策の強化
- ・ 病院経営の効率化
- ・ 病院施設・設備及び医療機器の適切な環境整備

#### (4) 上下水道事業の効率的・効果的な運営

上下水道の加入促進や未収金の徴収強化等により自主財源の確保を図るとともに、施設の統廃合等により管理の効率化や給水体制の充実を図り、町民サービスの向上に努める。

##### 【取組事項】

- ・ 下水道接続率の向上
- ・ 上下水道料徴収率の向上
- ・ 上水道と簡易水道施設の統廃合等による効率化

### 3 人財育成と組織機構の見直し

#### (1) 職員定員の適正化の推進

国の定員削減化計画に留意しながら、過去の定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえ、類似団体別職員数及び当町の特殊要素等を考慮し定員管理計画の見直しを図り、機動的な職員体系を構築する。

##### 【取組事項】

- ・ 定員適正化計画の見直し
- ・ 類似団体を参照した各課の人員配置の適正化

#### (2) 給与の適正化

職員の給与については、人事院勧告を基本とし、県及び他の市町との均衡を考慮するとともに、職員一人ひとりの能力・職責等を勤務成績評価により反映した給与のあり方等、職員給与制度の適正な運用を不断的に取り組むと同時に勤務意欲の向上を図る。

##### 【取組事項】

- ・ 評価者研修、管理職研修の充実
- ・ 職務・職責に応じた給与形態の運用

#### (3) 組織機構の見直し

直面する様々な政策的課題や総合戦略の着実な実現に向け、効率的・効果的に施策展開を推進すべく必要に応じた課を横断したプロジェクトチームの結成や組織機構等について検討を図り、ワークライフバランスのとれた職場環境の整備を図る。

また、定年退職する職員の知識や経験を活かすべく、再任用制度の活用を図る。

##### 【取組事項】

- ・ 課を横断したプロジェクトチーム等の活用
- ・ 事務分掌の見直し
- ・ 再任用制度の活用
- ・ 男女間差別のない人事配置の推進
- ・ 育児・介護等に配慮した人事配置の推進

#### (4) 人材育成の推進

職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的及び方針を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職員一人ひとりが課題発見と課題解決に携わることで、政策形成能力と実践能力を身につけ、その能力開発と人材育成の観点に立った人事管理や活力ある職場環境づくりに努める。

また、職員の意識改革、業務の改善、組織の活性化を目指して職員研修機会等の充実を図る。

##### 【取組事項】

- ・ 人材育成基本方針の策定
- ・ 職員研修計画の策定
- ・ 通年型個別研修（ジョブコーチ）の充実
- ・ 民間を活用した女性職員のキャリア形成支援研修の実施
- ・ 地域の課題に対応できる職員の育成
- ・ メンタルヘルス対策等福利厚生制度の充実

## 4 財政健全化の維持・向上

### (1) 経費の節減合理化等による財政の健全化

経費全般について不断的に見直しを行い、民間委託等（指定管理者制度含む）を積極的に進めるなど節減合理化の推進に努めるとともに、歳入の確保について不断的に取り組み、町民が求めるサービスが反映された予算編成を図る。

#### 【取組事項】

- ・ 民間委託等の推進
- ・ 町税等の収納率の向上
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 遊休町有地の処分・貸付

### (2) 補助金等の整理合理化

各種団体等に対する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を不断的に検証する。

#### 【取組事項】

- ・ 経費負担等の縮減の推進
- ・ 町単独補助の効果精査

### (3) 計画的、安定的な財政運営の推進

町債の計画的な発行や交付税において措置される有利な町債の活用により公債費の適正化を図るとともに、詳細な財務状況の把握と情報提供を行うため、国の指針等に基づく公会計制度の導入を目指す。また、限られた財源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、入札や契約手続きの公正性・透明性等の一層の向上を図る。

#### 【取組事項】

- ・ 健全化判断比率等の適正化
- ・ 財務4表の作成と公表
- ・ 一般競争入札の推進